

## 〔事案 26-49〕 契約解除取消等請求

・平成 27 年 3 月 31 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人に告知したが、告知義務違反により契約を解除されたことを理由に、解除の取り消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 25 年 1 月に子宮頸部異形成で入院・手術をしたので、平成 24 年 4 月に契約した保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反により契約を解除された。

しかし、以下の理由により、納得できないので、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1) 「異形成」が検診で指摘されたことは、契約の動機であるので、募集人 2 名の内 1 名には伝えている。
- (2) 他の募集人による申込書作成時にも伝えたところ、「妊婦検診と記載すれば良い」と言われたので、そのまま書いただけである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約前に申立人と電話でやりとりをしている中で申立人から、「妊婦検診で引っ掛かっており、それでも大丈夫か」との質問を受けた際も、「異形成という指摘を受けた。詳しくは出産後の検査ではっきりする」と聞いた際にも、「告知の内容で査定させていただく」と回答しており、「異形成の指摘」を告知しないように誘導した事実はない。
- (2) 告知手続時の募集人は、異形成および心臓の疾患については聞いておらず、申立人から「今、妊娠をしていて病院に通っている」と聞いただけであり、申立人には「そのように告知書に記入して下さい」と伝えている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 本件における争点

本件の争点は以下の 3 点である。

- (1) 告知書に記載がないことが告知義務違反に該当するか否か。（争点 A）
- (2) 告知義務違反が申立人の故意または重大な過失によるものとして、保険会社が本契約の増加部分を解除できるか。（争点 B）
- (3) 解除通知前の入院について、保険会社は給付金の支払いを拒絶できるか。（争点 C）

#### 2. 当審査会の判断

##### (1) 争点 A について

以下の事実により、申立人には告知義務違反が認められる。

- ① 本契約の告知書には、「過去 5 年以内に、7 日以上の期間にわたる医師の診察・検査・治療あるいは 7 日分以上の投薬を受けたことがありますか」との質問項目があり、申立人

はこの質問に対し「いいえ」の欄に○を付している。また、「過去2年以内に受けた健康診断・人間ドックで、下記表の臓器や検査項目の異常を指摘されたことがありますか」との質問があり、これに対し申立人は「いいえ」の欄に○を付している。

- ②しかし、診療証明書によると、申立人は、平成23年11月から24年2月までの間、「心室中隔欠損症」の病名で医師の診察を受けている。また、証明・意見書によると、「平成24年1月の検診においてHSIL（子宮頸部の異形成）のためコルポスコープによる観察と生検が必要との説明」を医師から受けた事実が認められる。

#### (2) 争点Bについて

以下の理由により、申立人の重過失を否定するまでの事実を認めることはできないので、本契約の解除は有効であると判断せざるを得ない。

- ①約款上、契約者、被保険者の告知義務違反により、保険会社が契約を解除することができるのは、告知者が告知をしなかった、あるいは誤った告知をしたことにつき、故意または重大な過失がある場合である。
- ②この点、事情聴取の結果によると、一人の募集人には異形成の事実を告げていたことは認められるが、募集人には告知受領権がないので、募集人に告げた事実をもって、告知があったとはいえず、また、その事実を記載しない理由ともならない。

他の募集人が「妊婦検診と記載すれば良い」と言った事実は認められるが、この募集人は事情聴取において、「(申込時に)異形成の事実は知らなかった」と述べ、同人にも告げたという申立人の主張とは対立しており、どちらの供述が正しいか判断できない。

#### (3) 争点Cについて

以下の理由により、申立人の給付金請求は認められない。

- ①約款上、解除事由となる事項と、給付金請求事由との間に、因果関係がないことが明らかかな場合には、保険会社は、給付金の支払いを拒絶できないとされている。
- ②しかし、本件では、解除事由となる事項は子宮頸部の異形成であり、給付金請求事由となった疾病も同病同部位なので、明らかに因果関係がないと認めることはできない。

### 3. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の点を考慮すると、本件は和解により解決することが相当であると判断する。

- (1)そもそも、申立人が本契約を締結した理由は、妊婦検診で子宮頸部の異形成が発見されたことを契機として、より手厚い保障を得るために契約の見直しを行ったものであり、このことは申込みを担当した者とは別の募集人には告げられていた事実が認められる。
- (2)したがって、募集人同士が密接に連携し、申立人の契約動機についての認識を共有し、あるいは申込み時に申込手続を担当した募集人が、契約内容確認の際に契約動機を改めて確認していれば、告知事項の記載には介入できないとしても、告知を正確にする必要性を改めて説明し、申立人に適切な判断をすることを促し得た可能性は否定できない。